

**旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務  
に係る公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和 8 年 8 月 3 日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

## 1 業務の概要

(1) 業務名

旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

(3) 業務内容

別紙「旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりに。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

1 4, 7 1 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

(5) 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務 公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な条件は、次のとおりとする。  
なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めない。

(1) 単体企業の応募資格

ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当していないこと。

イ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

エ 広島市競争入札参加資格の「令和 7・8 年度」の「建築関係建設コンサルタント」業務の登録種目「建築一般」に登録されている者であること。

オ 広島市競争入札参加資格の「令和 7・8 年度」の「土木関係建設コンサルタント」業務の登録種目「都市計画及び地方計画」に登録されている者であること。

カ 管理技術者及び照査技術者は、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 2 項の一級建築士の資格を有する者を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

ク 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

ケ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記ア、イ、ウ、キ及びクの条件をすべて満たしていること。

(2) 共同企業体の応募資格

ア 共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。

イ 構成員のすべてが(1)ア、イ、ウ、キ及びクを全て満たすこと。

ウ 構成員のうち1者以上で、(1)エ、オ及びカを全て満たすこと。

エ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、(1)ア、イ、ウ、キ及びクの条件をすべて満たしていること。

### 3 説明書、基本仕様書等の配布方法

説明書、基本仕様書等は、本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」→「【公募型プロポーザル】旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和8年8月26日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎12階）

広島市都市整備局都市機能調整部都心まちづくり担当

TEL 082-504-2651 FAX 082-504-2309

E-mail urban-ren@city.hiroshima.lg.jp

### 4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和8年8月26日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記3(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

## 5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年8月26日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式3）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和8年9月7日（月）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和8年9月7日（月）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

## 6 提案書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限 令和8年9月7日（月）正午

(2) 提出場所 前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

## 7 受託候補者の特定

(1) 企画提案書の審査は、旧広島商工会議所ビル解体基本計画及び跡地利用方針検討業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準  
説明書による。

(3) 審査結果の通知  
審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

## 8 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、1(5)の契約担当課に提出した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

(2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) その他

詳細は説明書による。